

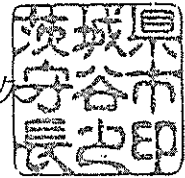


守谷市告示第30号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により取手都市計画生産緑地地区を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成29年3月22日

守谷市長 松丸 修久



1 都市計画の種類

生産緑地地区

2 都市計画を変更する土地の区域

	番号	名称	土地の区域	面積
旧	15	松前台第一号生産緑地地区	守谷市松前台	約0.09ha
新				廃止
旧	17	松前台第三号生産緑地地区	守谷市松前台	約0.17ha
新				廃止

3 縦覧場所

守谷市役所都市整備部都市計画課

取手都市計画生産緑地地区の変更(守谷市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

面積	備考		
	番号	名称	面積
約 4.0 ha	1	新町生産緑地地区	約 0.07 ha
	3	籠山生産緑地地区	約 0.07 ha
	4	御茶屋下生産緑地地区	約 0.09 ha
	5	籠山前生産緑地地区	約 0.73 ha
	6	愛宕第一号生産緑地地区	約 0.15 ha
	7	愛宕第二号生産緑地地区	約 0.11 ha
	8	愛宕第三号生産緑地地区	約 0.07 ha
	9	愛宕第四号生産緑地地区	約 0.17 ha
	10	土塔前第一号生産緑地地区	約 0.25 ha
	11	土塔前第二号生産緑地地区	約 0.07 ha
	12	土塔前第三号生産緑地地区	約 0.05 ha
	14	御所ヶ丘生産緑地地区	約 0.08 ha
	18	松前台第四号生産緑地地区	約 0.14 ha
	19	松前台第五号生産緑地地区	約 0.13 ha
	20	松前台第六号生産緑地地区	約 0.20 ha
	21	薬師台第一号生産緑地地区	約 0.06 ha
	22	薬師台第二号生産緑地地区	約 0.11 ha
	24	薬師台第四号生産緑地地区	約 0.05 ha
	27	けやき台第一号生産緑地地区	約 0.10 ha
	28	けやき台第二号生産緑地地区	約 0.08 ha
	29	けやき台第三号生産緑地地区	約 0.12 ha
	30	松ヶ丘第一号生産緑地地区	約 0.13 ha
	31	松ヶ丘第二号生産緑地地区	約 0.16 ha

面積	備考		
	番号	名称	面積
	32	松ヶ丘第三号生産緑地地区	約 0.30 ha
	33	松ヶ丘第四号生産緑地地区	約 0.08 ha
	34	松ヶ丘第五号生産緑地地区	約 0.08 ha
	35	松ヶ丘第六号生産緑地地区	約 0.08 ha
	36	ひがし野第一号生産緑地地区	約 0.18 ha
	37	ひがし野第二号生産緑地地区	約 0.09 ha

・「位置及び区域は計画図表示のとおり」

・理由 今回変更しようとする松前台第一号生産緑地地区及び松前台第三号生産緑地地区は、生産緑地法第14条による地区内における行為の制限解除に伴い区域、面積に変更が生じたことから、生産緑地地区を変更するものです。

新 旧 対 照 表

新	旧
取手都市計画生産緑地地区 【変更内訳】 松前台第一号生産緑地地区 松前台第三号生産緑地地区	取手都市計画生産緑地地区 【変更内訳】 松前台第一号生産緑地地区 松前台第三号生産緑地地区
約4.0ha 29地区	約4.3ha 31地区
0.00ha(廃止) 0.00ha(廃止)	約0.09ha 約0.17ha

変更内訳

15 松前台第一号生産緑地地区

新	旧
所在地	所在地
面積	面積
松前台一丁目29番2	松前台一丁目29番2
合計	合計
0㎡(廃止)	900㎡
0㎡(廃止)	900㎡

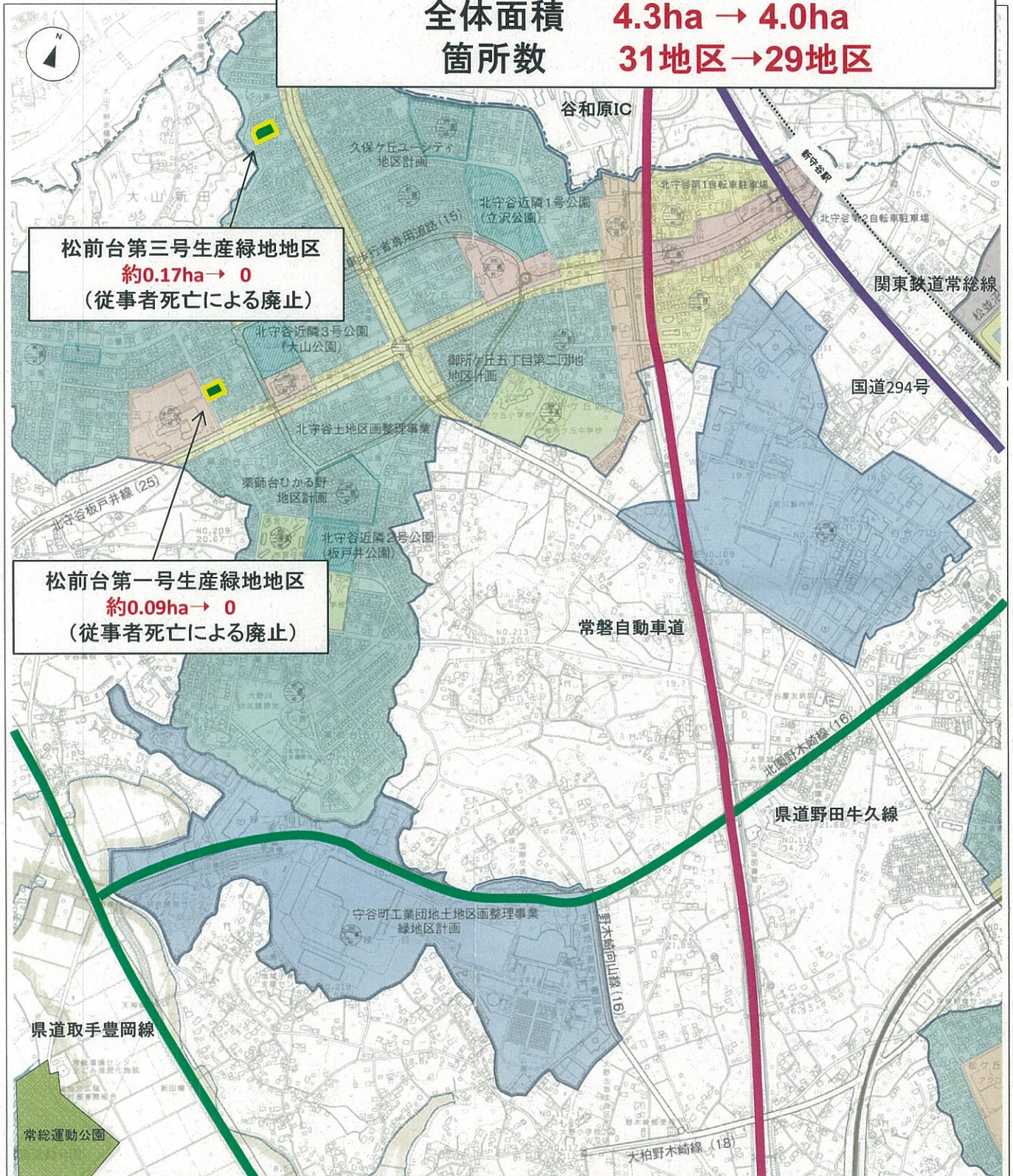
17 松前台第三号生産緑地地区

新	旧
所在地	所在地
面積	面積
松前台三丁目14番6	松前台三丁目14番6
松前台三丁目14番7	松前台三丁目14番7
合計	合計
0㎡(廃止)	387㎡
0㎡(廃止)	1,338㎡
0㎡(廃止)	1,725㎡

取手都市計画 生産緑地地区(守谷市決定)

全体面積 **4.3ha → 4.0ha**

箇所数 **31地区 → 29地区**



理由

生産緑地地区内の一部(約0.26ha)について、生産緑地法第14条の規定に基づく行為の制限解除により、本案のとおり都市計画生産緑地地区の変更を行うものである。